

大田区諮問第 93 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 2 年 3 月 26 日付け 31 福障発第 ○○ 号により行った自己情報部分開示決定、自己情報非開示決定、自己情報不存在決定及び公文書非開示決定は、適法である。

2 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

審査請求書及び反論書（同年 9 月 7 日付け）の記載要旨は以下のとおりである。

(1) 審査請求の対象情報

ア 大田区障害福祉課が ○○ 事業所に対して調査した内容

(ア) ○○ 福祉部長が ○○ 事業所に文書を提出でした経緯について書かれた文書のすべて

(イ) 事実確認調査報告書に記載のある所長から聞き取った内容

(ウ) ○○ 事業所から押収した帳票類確認文書

a 業務記録（対応記録）平成 30 年 5 月分

b 運営規定写し

c 苦情解決に関する措置（相談窓口 苦情解決の体制等）について

d 事故発生時対応マニュアル等写し

e 手順書

f 事故の経過報告

(エ) 審査請求人（以下「請求人」という。）が相談している東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課権利擁護担当から大田区障害福祉課に届いたメール内容全部

イ ○○ 事業所の開示の不足分

(ア) 障害福祉課係長 ○○ が指導した口頭内容

(2) 請求人の主張の要旨

ア 自己情報部分開示決定について

いかなる点が事務を妨げるか明らかでない。

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課権利擁護担当が開示してかまわないといったら、大田区は虚偽の説明をしたことになる。その責任をどうとるのか。

イ 自己情報非開示決定について

請求人に対する虐待通報を受け、聞き取り調査を行ったものについて、虐待の被害者に聞き取りの結果を開示することは当然である。

虐待の加害者の法的保護ばかり図ってどうするのか。

「手順書」の内容については、請求人のサービスの手順の内容であり、手順書作成には請求人も協力している。当然サービスを受ける請求人に知る権利がある。

ウ 自己情報不存在について

口頭で指導するときには何の根拠もなく指導できないはずである。隠蔽の疑いがある。

エ 公文書非開示決定について

「運営規定」「事故発生時対応マニュアル等」について、請求人の自己情報が含まれていなくても自己情報開示請求に含まれると認識している。公文書非開示決定とすることは誤りである。大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号。以下「公開条例」という。）第9条第2項第6号は、本件の根拠条文として誤りである。

オ 自己情報開示等決定通知書の訂正について

区の法律を間違える職員がきちんと仕事ができるとは到底思えない。間違いに気付かないで印鑑を押した区長の責任も重い。

3 実施機関の弁明の要旨

(1) 自己情報部分開示決定について

「東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課権利擁護担当から大田区障害福祉課に届いた受信メール本文」の非開示部分は、大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号。以下「保護条例」という。）第18条の2第2項第2号に該当し、今後の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められ、また、保護条例第18条の2第2項第5号に該当し、他の地方公共団体との協力関係が損なわれるおそれがあると認められるため、部分開示とした。

(2) 自己情報非開示決定について

「事実確認調査報告書に記載のある所長から聞き取った内容」「事故の経過報告」の内容については、請求人に対する虐待通報を受け、障害者虐待防止法に基づき、聞き取り調査を行ったものである。聞き取りに応ずる者は、聴取内容について秘密保持が保障されるという理解の下に協力しており、これは法的保護に値するものである。さらに、聴取内容が自己情報開示等請求に応じて公

開されるとなると、聴取に応じない場合が想定される。よって、保護条例第18条の2第2項第2号に該当し、今後の調査の適正な事務執行を阻害するおそれ及び関係者間の信頼関係を損なうおそれがあると判断し、非開示とした。

「手順書」の内容については、保護条例第18条の2第2項第4号に該当し、事業所側の支援を行うにあたっての資料であり、公表することで事業所の権利利益を不当に侵害するおそれがあると判断し、非開示とした。

(3) 自己情報不存在決定について

「鏡文が福祉部長名により発せられた経緯について書かれた文書」「業務記録」「苦情解決に関する措置」「口頭で指導したもの」については、決定通知書に不存在理由として記載したことがすべてであり、区は保持していない。

(4) 公文書非開示決定について

「運営規定」「事故発生時対応マニュアル等」については、請求人の自己情報が含まれていないため、公文書開示請求として判断した結果、公開条例第9条第2項第2号に該当し、開示することで、法人の事業の運営を不当に害すると認められ、また、公開条例第9条第2項第6号に該当し、今後の事務の適切な実施を困難にするおそれがあると認められるため、非開示とした。

4 審査の経過

令和2年10月1日	諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。
11月4日	実施機関から説明を聴取し、審査した。
12月8日	実施機関から説明を聴取し、審査した。
12月25日	審査した。

5 審査会の判断及び付言

(1) 保護条例と公開条例の趣旨

保護条例は、大田区（以下「区」という。）に対し、個人情報の適正な取扱いを義務づけ、区が保有する個人情報の開示等を行うことにより、透明性の高い信頼される区政の実現を目指すものである（保護条例第1条）。ただし、開示することにより、実施機関の適正な事務執行を妨げるおそれがあると認められたり、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められたり、国や他の地方公共団体等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあると認められる場合や、開示を求める法益とそれらの法益とを比較衡量して開示しないことがやむを得ないと考えられる場合には、実施機関はその情報を開示し

ないことができる（保護条例第18条の2第2項第1号から第5号まで）。

この理は区の保有する公文書の開示についても同様である（公開条例第1条、第9条第2項第1号から第6号まで）。

(2) 自己情報の部分開示決定について

「東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課権利擁護担当から大田区障害福祉課に届いた受信メール本文」は、東京都の障害者施策の担当者から区の担当者に宛てられた行政事務に関する連絡文であると認められる。このような連絡文自体、担当当事者間の意思の疎通を図る目的で作成されたものであると解されるから、公開することを予定しておらず、あくまで東京都の担当者と区の担当者との間での行政事務に関する連絡文と解される。そうだとすると、実施機関が、保護条例第18条の2第2項第2号に該当し、開示すると今後の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認め、また、同項第5号に該当し、東京都との協力関係が損なわれるおそれがあると認めたことは相当の理由があるというべきである。

なお、非開示とされたメールアドレスは、連絡文と一体として公開することを予定しない情報といえるのか、連絡文とは独立した情報と考えるべきかにより、非開示理由が異なる（独立と判断すれば、保護条例第18条の2第2項第4号該当）のではないかという問題がある。審査会は、本件でのメールアドレスが連絡文送付に不可欠な東京都の差出人と区の宛先の関係にあることから、連絡文と一体として判断する。

請求人は、「いかなる点が事務を妨げるのか明らかでない。」「東京都が開示して構わないといたら」などと反論するが、保護法益の比較衡量をするのは区であり、東京都ではない。審査会は、実施機関が比較衡量した結果は妥当と認める。したがって、請求人の反論は、当たらない。

(3) 自己情報の非開示決定について

「事実確認調査報告書に記載のある所長から聞き取った内容」「事故の経過報告」の内容については、請求人に対する虐待通報を受け、障害者虐待防止法に基づき、実施機関が聞き取り調査を行ったものであると認められる。

実施機関は非開示とした理由について、「聞き取りに応ずる者は、聴取内容について秘密保持が保証されるという理解の下に協力しており、これは法的保護に値するものである。さらに、聴取内容が自己情報開示等請求に応じて公開されるとなると、聴取に応じない場合が想定される。」と弁明するが、社会通念上、聞き取り調査に応ずる者の秘密保持への期待及び公開された場合の不都

合は容易に認定ないし予測できる。したがって、実施機関が、保護条例第18条の2第2項第2号に該当し、今後の調査の適正な事務執行を阻害するおそれ及び関係者間の信頼関係を損なうおそれがあると判断したことは相当の理由があるというべきである。

また、実施機関は、「手順書」の内容は、「事業所側の支援を行うにあたっての資料である」というが、この認識も正当なものと認められる。そうであれば、実施機関が、保護条例第18条の2第2項第4号に該当し、公表することで事業所の権利利益を不当に侵害するおそれがあると判断したことも相当の理由があるというべきである。

以上によれば、実施機関が非開示としたことは適法である。

請求人は、「虐待の被害者に聞き取りの結果を開示することは当然である。」
「虐待の加害者の法的保護ばかり図ってどうするのか。」
『「手順書」の内容については、審査請求人のサービスの手順の内容であり、手順書作成には審査請求人も協力している。当然サービスを受ける審査請求人が知る権利がある。』と反論するが、自己情報の開示も他の法益との関係で無条件に保護されるものではないことは、保護条例上も自明の理であり、反論は当たらない。

(4) 自己情報の不存決定について

実施機関は、「鏡文が福祉部長名により発せられた経緯について書かれた文書」は作成していない、「業務記録」「苦情解決に関する措置」は、事業所において確認した際に資料の写しを受領していない、「口頭で指導をしたもの」については、口頭で指導したものであるため、と不存の理由を弁明する。行政事務の執行として見た場合、この弁明に不自然さはない。

請求人は、「口頭で指導する時に何の根拠も無く指導はできない」「隠ぺいの疑い」を反論するが、請求人の疑いの域を超える理由は見当たらない。

したがって、実施機関が「不存」としたことは相当と解する。

(5) 公文書非開示決定について

実施機関は、「運営規定」「事故発生時対応マニュアル等」については、請求人の自己情報が含まれていないため、公文書開示請求として判断した結果、公開条例第9条第2項第2号に該当し、開示することで、法人の事業の運営を不当に害すると認められ、また、公開条例第9条第2項第6号に該当し、今後の事務の適切な実施を困難にするおそれがあると認められるため、非開示としたと弁明するが、この条例解釈にも相当性がある。

請求人は、自己情報開示請求でしたものは請求人の情報が含まれていなくて

も自己情報開示請求に含まれると認識しており、公文書非開示決定とすることは誤りであると反論し、また、公開条例第 9 条第 2 項第 6 号は、本件の根拠条文として誤りであると反論するが、条例の解釈として独自の見解というべきであり採用できない。

(6) 自己情報開示等決定通知書の訂正について

請求人は、根拠条文の記載を間違える職員がきちんと仕事ができるとは到底思えず、間違いに気付かないで印鑑を押した区長の責任も重いと主張するが、社会通念上、誤記とその訂正について請求人の主張するほどの責任を認めることは困難である。

(7) 付言

請求文書が複数ある開示請求の決定通知書を作成する際に、請求に応じられない部分がある場合は、請求文書ごとにその理由（適用条項）を開示請求人にわかりやすく明記するべきである。

以上の事情から、実施機関の判断は適正と認められるので、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板 垣 勝 彦

委員 黒 野 徳 弥

委員 浦 岡 由美子